

毎週火、金曜日発行(但休日)当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇訓令 官報に掲載する事項等に関する規程

訓 令

鳥取県訓令第九号

官報に掲載する事項等に関する規程を次のとおり定める。

昭和三十九年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

官報に掲載する事項等に関する規程

官報報告規程(昭和二十五年八月鳥取県訓令甲第十四号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この訓令は、官報に掲載する事項及びその報告に関する事項を定めることを目的とする。

(官報報告主任)

第二条 官報に掲載する事項の報告に関する事務を処理させるため、官報報告主任を置き、総務部広報文書課長をもつてこれに充てる。

(官報報告事項等)

第三条 官報に掲載する事項(以下「官報掲載事項」という。)は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

報 告 事 項	様 式
議会の招集及び会期	様式第一号
行政事務に関する条例の制定又は改廃	様式第二号
知事部局の課以上の組織の設置、変更又は廃止	様式第三号
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条第三号から第八号までに掲げる処分について不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定又は裁決をした場合のその要旨	様式第四号

県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉱区税及び固定資産税について、標準税率と異なる税率又は法律に規定されている標準納期と異なる納期を定めた場合のその要旨	様式第五号
法定外普通税を新設し、変更し、又は廃止した場合のその要旨	様式第六号
知事又は議会の議員の選挙の告示	様式第七号
知事又は議会の議員の選挙の結果	様式第八号
直接請求の経過及び結果	様式第九号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十一条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第十号
副知事、出納長、部長、室長、課長、部の次長、副出納長若しくはこれらに準ずる職にあるもの、議事事務局長、教育長、教育委員会事務局の課長、監査委員事務局長又は人事委員会事務局長の人事異動	様式第十一号
議会の議長若しくは副議長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員、人事委員会の委員又は公安委員会の委員の人事異動	様式第十二号
県及び市町村の主たる事務所の設置、変更又は廃止	様式第十三号
地方開業事業団又は組合の設置、構成団体の変更又は廃止(他県が関係している場合において、鳥取県が庶務を行なう場合に限る。)	様式第十四号

(官報報告原稿の作成)

第四条 官報掲載事項に係る報告の原稿は、行政事務条例の制定又は改廃にあつては四部、その他にあつては三部各主管課で所定の用紙を使用して作成し、官報報告主任に送付しなければならない。

(報告の事務手続)

第五条 官報報告主任は、前条の報告の原稿の送付を受けたときは、直ちに自治大臣に報告の事務手続をしなければならぬ。

附則

この訓令は、昭和三十九年六月一日から施行する。

様式第一号

鳥取県

議会

定例(臨時) 県議会を×月×日招集し、会期を×月×日までと決定した。

様式第二号	鳥取県	行政事務条例	次の条例を制定し、×月×日公布した。
第一条	(.....)
様式第三号	鳥取県	行政組織	×月×日から××××を設置(変更・廃止)した。
様式第四号	鳥取県	地方税	その一 不服申立てがあつた場合
××税について、次のとおり不服申立てがあつた。			

- 一 不服申立て人の住所及び氏名
 - 一 不服申立てがあつた日
 - 一 不服申立ての目的となつた処分
 - 一 不服申立ての概要
 - 一 関係地方公共団体名
 - 一 その他必要な事項
- その二 不服申立てに対する決定又は裁決した場合

地方税

×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて、次のとおり決定(裁決)した。

- 一 不服申立て人の住所及び氏名
- 一 不服申立てがあつた日
- 一 不服申立ての目的となつた処分
- 一 関係地方公共団体名
- 一 決定(裁決)の日
- 一 決定(裁決)の内容
- 一 その他必要な事項

様式第五号

鳥取県

地方税

県民税(事業税・不動産取得税・自動車税・鉦区税・固定資産税)の税率(納期)を次のとおり定めた。

様式第六号

鳥取県

地方税

地方税法第××条の規定による法定外普通税として、××税を次のとおり新設した。

- 一 納税義務者
- 一 非課税の範囲
- 一 課税客体
- 一 課税標準
- 一 税率
- 一 賦課期日
- 一 納期

一 徴収の方法

一 その他

備考 法定外普通税を変更した場合においては変更に係る事項について記載し、廃止した場合においては、廃止した旨を記載すること。

様式第七号

鳥取県

選挙

×月×日知事(議会の議員)の選挙を行なう。

様式第八号

鳥取県

選挙

×月×日知事(議会の議員)の選挙を行なった結果、次の者が当選した。

(.....) (党) (男女)
備考 知事についてのみ党派、性別を記載すること。

様式第九号

鳥取県

直接請求

×年×月×日受理した直接請求は、次のとおりである。

- 一 請求の要旨
- 二 経過
- 三 結果

様式第十号

鳥取県

住民投票

×年×月×日地方自治法第二百六十一条の規定により行なわれた投票の経過及び結果は、次のとおりである。

- 一 経過
- 二 結果
- 有権者数
- 投票者数

賛成者数

反対者数

様式第十一号

鳥取県

新 旧

(.....)
(.....)
(.....)
備考

1 発令年月日順に記載すること(様式第十三号も同じ。)

2 前任が課長相当職以上でない場合は、旧職欄は事務吏員若しくは技術吏員とし、()書はしない。

また本省等から採用され、その者が本省等の課長相当職以上でない者の旧職欄は××事務官若しくは××技官として()書を附して記載すること。
3 懲戒以外の退職は、すべて「依頼免本職」

とすること。

様式第十二号

議会の議長(議会の副議長・××委員)選任(選挙)

(補充)(再選)

××は、×月×日任期満了し(退職し)(失職し)

(辞職し)(罷免され)(欠員であったところ)、×

月×日次の者が選任(選挙)(補充)(再選)された。

××委員(議会議長)氏 名

(議長)(副議長)氏 名

様式第十三号

鳥取県

事務所

×年×月×日××を次の位置に設置した(××の位置を次の位置に変更した。)(××を廃止した。)

様式第十四号

鳥取県

地方開発事業団等

××県と××県(市町村)とで××年×月×日××

地方開発事業団(組合)を設置した(××県(市町村)とで設置した××地方開発事業団(組合)の構成団体を次のように変更した。)(××県(市町村)とで設置した××地方開発事業団(組合)は、×年×月×日解散した。)

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価 一部月極二五〇円(送料共)〕